

令和2年度事業計画書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

一般社団法人藤沢市商店会連合会

事業方針

2019年度（令和元年度）は前年度に引き続き災害の多い年でした。

9月の台風15号は風速50mを超える強風で千葉県内の電柱や鉄塔をなぎ倒し、停電、断水が1ヶ月以上続き、10月の台風19号は豪雨で、箱根では観測史上最大の1,000mmを超える雨が降り、箱根登山鉄道は土砂崩れや鉄橋の崩壊、長野県では千曲川の氾濫など、各地で大きな被害がありました。

10月からは消費税が8%から10%に引き上げられ、キャッシュレス化によるポイント還元や住民税非課税の人と子育て世帯を対象にプレミアム商品券の発行など、消費を冷え込ませないような政策が行われましたが、駆け込み需要の反動もあり、10月から12月の実質経済成長率は前期比▲1.6%、年率換算で▲6.3%と大幅な落ち込みとなりました。年明けには新型コロナウイルス感染症が中国、韓国、日本で広がり、イベントや外出自粛等により消費に与える影響は大きくなっています。

藤沢市内の商業界は消費税の引上げや新型コロナウイルスの影響で、消費の先行きが見通せない状況のなか、業態間での競争、ネット販売の拡大、商店主の高齢化による後継者難などもあり、経営環境は引き続き厳しい環境におかれています。

当連合会は公益社団法人から一般社団法人として一昨年再スタートしました。毎年、商店会（街）店舗数の減少、賛助会員の脱退など非常に厳しい財政状況が続いています。令和2年度は、県や市の補助金を活用しながら非営利団体の社団法人として、公益的事業を中心に事業展開してまいります。

商店街は、地域の生活者にとって身近な買い物場・交流の場・地域文化の創造と伝承の場として、コミュニティ形成の役割を地域関係団体と連携しながら取り組みを進めることが重要です。

各商店会（街）の構成員である会員一人ひとりが商店会活動の大切さを認識し、意識を持ち、できることから取り組むことが大切です。魅力ある個店・商店街づくりを積極的に進めることで藤沢市内の商店街が元気に溢れ、賑わいをもたらされて地域の活性化につながる事となります。

今年度も一般社団法人として、事業については「Ⅰ．公益的事業」と「Ⅱ．法人運営事業」の二事業で運営します。

I．公益的事業

1．商業振興・地域活性化事業

(1) 社会福祉活動事業

愛の輪福祉基金活動を常時各商店街で実施するとともに商店街のイベント開催時に募金活動を行う。また、各商店の店頭には、子ども110番の店としてシールを貼付し地域社会の福祉の増進に努める。さらに、青少年の健全育成や明るい地域社会づくりに寄与するため、行政・警察等が行う各種の啓発事業に積極的に参画する。

- ①募金活動（交通災害家庭・交通災害遺児を励ます募金等）
- ②有害薬物使用禁止活動への参画
- ③暴力追放推進活動への参画
- ④その他啓発活動に参画

(2) 商店街地域貢献事業

商店街の地域貢献事業として、防災対策、健康の広場推進、受動喫煙防止対策、環境美化、高齢者や子育て支援等、今日的な課題となっている項目について地域関係団体と連携した取り組みを進め、地域と一体となった商店街づくりを推進する。

①防災活動の実施

藤沢市と締結した「災害応急措置等の協力に関する協定書」の趣旨に準じて、炊き出し訓練や防犯パトロールの実施など各地区自主防災組織や自治会・町内会と連携した各種防災訓練への参加・協力を行い、避難場所の提供や緊急時の物資の提供など災害時での地域防災活動に取り組む。

②ラジオ体操の実施

いつでも・どこでも・だれでもが気軽に運動できる健康法であるラジオ体操を、商店街の空間を生かして実施し、市民の健康づくりとふれあい交流、商店街の回遊性づくりに取り組む。

③祭り・地域の団体が行う行事への協力

各地域で例年行われる祭りや自治会・町内会が行う行事等に協力し郷土づくりに取り組むとともに、各種イベントの実施による地域の方々とのコミュニケーションづくりに努める。

④美化活動の実施及び参加

商店街周辺の道路の清掃や花壇への植栽・草取り等の美化活動に取り組むとともに地域の団体が行う美化活動にも積極的に参加する。

⑤打ち水の実施

ヒートアイランド対策として地球温暖化の防止のため、市内各商店街で打ち水週間を設定し取り組む。

⑥「聴覚障がい者にやさしい商店街づくり」への取り組み

昨年度から実施している聴覚障がい者にやさしい商店街づくりを更に進める。

⑦地域見守り活動への取り組み

安全・安心な地域づくりのため、高齢者等の孤立や詐欺被害の防止をはじめ、認知症高齢者等の発見・見守りにつながる活動を藤沢市と連携し、取り組む。

(3) 「藤沢まちゼミ」の実施

商店街は中小の店舗や事業所等が集まった「まちの機能」をそろえたエリアで、様々な個々の店舗が経験・知識を持っている。店舗の専門性やお得な情報、コツ等を地域の住民に教えることで、商店主と地域住民とのコミュニケーションが図られ、信頼関係が結ばれ、個店のファンづくりによる新たな顧客の獲得が期待される。商店街の個店の魅力発信と新規顧客確保のため「藤沢まちゼミ」を実施する。

昨年度は、市内全域で一斉に実施したが、より地域密着型の商店街とするため、地域をブロックに別けて実施することとする。

(4) 商店街活性化販売促進等事業

地域社会の核である商店街の賑わいづくりや地域コミュニティ形成のための活動を展開し、商店街に活気を取り戻す取り組みを進める。

○商店街にぎわいまちづくり支援事業

地域の関係団体と連携した街づくりの推進や商店街の特色づくり・個店の魅力づくり・販売促進イベント等での賑わいづくりを支援することで商店街の賑わいを創出し、市内商店街の活性化を図る。

○湘南台地区の「食」による商店街活性化事業への支援

湘南台の両商店街(会)が取り組んでいるマンガとグルメによる商店街活性化事業への支援。

(5) 商店街観光ツアーの実施

商店街には魅力ある店舗が多くあり、地域には歴史や文化に関する施設や情報等もある。商店街の回遊性を高め、商店街の活性化を図るため、関係団体等と連携し、地域資源を活かし、地域に貢献できる商店街観光ツアーを実施する。

(6) 商店街街路灯等維持管理事業

夜間に市民が安心して商店街での買い物ができ、また安全に通行できるように安全安心な街づくりを目指し、商店街での買い物環境の整備を進める。

①商店街街路灯設置・維持管理事業

市民に安全安心を提供し、また商店街づくりになくてはならない街路灯の設置及び維持管理を行う。

②防犯カメラ設置・維持管理事業

市民が安心して商店街で買物ができるように防犯カメラの設置及び維持管理を行う。

③商店街街路灯への有料広告物掲出に関する手続きの支援

街路灯を活用した有料広告物を掲出する商店街へ道路使用申請や屋外広告物許可に関する事務的手続きの支援と事前審査を実施する。

(7) 商店街顧客用駐車場等設置及び運営助成事業

消費者の利便性および違法駐車を無くし、快適な買い物が出来るよう商店街顧客用駐車場等設置及び運営に対する助成事業を実施する。

(8) 表彰事業の推進

魅力ある店舗や商店街づくりに貢献した者の表彰を積極的に推進する。

- ①商連かながわ会長表彰への推薦
- ②商工会議所表彰への推薦
- ③神奈川県表彰への推薦

(9) 協賛事業

公共的団体や商店会等が行う地域活性化事業について、連携を密にして協賛参加することにより住み良い地域社会づくりを推進する。

- ①藤沢市主催・共催事業
- ②商工会議所主催・共催事業
- ③商店会主催事業
- ④その他公共的団体の主催事業及び公益性が高い事業

2. 研修活動及び情報提供等事業

(1) 研修活動事業

市民の豊かな暮らしの場づくりを目指し、個店・商店街が時代の変化に適応しながら社会的役割を果たしていけるよう、商業活動の意識・能力を高めるためのセミナーの開催やアドバイザーを派遣する。

①商店街活性化のための調査研究事業

商業環境・販売形態や消費行動が目まぐるしく変化する中で、各商店会（街）が時代の変化に適応するよう調査研究事業を行う。

②商業セミナー開催事業

商業の未来を担う人材の育成や、これからの商業振興に役立つ事例研究等を交えたセミナーを開催する。

③アドバイザー派遣事業

商店街の特色づくり、パートナーシップの推進、個店の魅力づくり、後継者育成、販促イベントでの賑わいづくり等についてアドバイザーを派遣し商業力の強化を図る。

(2) 情報提供事業

機関紙の発行やホームページの活用により商店街や個店の情報を発信し消費者ニーズに応える活動を推進する。的確な情報と幅広い分野からの収集により、時宜を得た情報を発信する。

- ①商店街活性化のための情報提供事業
- ②機関紙の発行
- ③藤沢市商店会連合会ホームページの維持管理

当連合会のホームページはスマートフォンにも対応できることから各商店街が実施するイベントや売出し情報などを積極的に発信する。また各個店のホームページにもリンクすることができることから各個店のホームページ作成を積極的に進める。

II. 法人運営事業

公益的事業を円滑に行うため、法人の管理運営を行うもの。

1. 会員拡充及び指導研究事業

当法人の公益目的事業を展開するための事業基盤及び財政基盤を確立し、組織を強化し会員の拡大に努めるとともに、市内商業の現状を把握し、各商店会が地域社会の発展に果たす役割を導くため、各商店会（街）会員を対象とした研修活動を行う。

- ①賛助会員との情報交換会
- ②各商店会（街）の事業内容の研究及び交流会の開催

2. 管理会議等

(1) 総 会

総会は定時社員総会と臨時社員総会とする。定時社員総会は5月に開催し、事業報告及び収支決算の承認、役員を選解任等について審議する。臨時

社員総会は必要がある場合に開催する。

(2) 理事会

事業計画及び収支予算等の業務執行の決定、総会提出議案等の審議、理事の職務の執行の監督等を行うために開催する。

(3) 委員会

商業活動の振興を図るため、多方面にわたる諸課題を解決するため委員会を設置し、必要に応じて開催する。

①総務委員会

「組織普及強化学業の推進」「消費者ニーズ集約事業の推進」「福祉活動の推進」「行政関係団体等との連携による目的の達成」「協賛事業の推進」「大型店・準大型店環境整備事業等の推進」「土地利用計画の検討」「賛助会員との懇談会開催」等に関する事。

②情報交流委員会

「商店街活性化及び環境整備事業の推進」「講習会・研修会の開催による指導事業の推進」「IT事業の推進」「情報提供事業の推進」「先進都市商業活動調査研究」等に関する事。

③にぎわい創出委員会

「商業振興事業の推進」「商店街並びに個店の活性化対策事業」「新年ポスター作成」等に関する事。

④組織強化特別委員会

「商店会の組織強化並びに未組織商店街の組織化及び加入促進」等に関する事。

(4) 正・副理事長会議

諸課題を整理し、協議するため必要に応じて開催する。

(5) 賀詞交換会（新春経済講演会）

1月初旬に藤沢商工会議所、(公財)湘南産業振興財団及び当商店会連合会の藤沢市内の経済3団体合同で開催する。

参加対象者は3団体会員、賛助会員、協力団体その他。